

総合評価方式の入札に参加される方へ

平成30年11月14日入札分から、総合評価方式については、低入札価格調査制度を導入することとしましたので、下記の内容を理解した上で入札に参加していただくようお願いいたします。なお、詳細については、当市のHPを確認願います。

1 低入札価格調査制度について

- 調査基準価格に満たない価格をもって入札した場合、提出した工事費内訳書を調査し、数値的判断基準に満たない場合は失格とする。
- 数値的判断基準による失格者以外で、総合評価点が最も高い者の入札価格が調査基準価格未満の場合、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて判断するため、**入札後3日(土日祝日を除く)以内に資料の提出**を求め、事情を聴取し、関係機関へ照会する等による調査を行う。
- 調査後、石巻市低入札価格調査委員会で審議し、当該入札に係る契約の内容に適合した履行を行うことができると認めるときは、落札候補者と仮決定し、履行を行うことができないおそれがあると認めるときは、落札候補者としません。
- 入札時に提出する工事費内訳書については、低入札価格調査を行う場合、工事担当課で設計金額の比較を行うので、適切に積算すること。

2 総合評価方式について

- 調査基準価格については、工事ごとにばらつきがあることから、満点ラインを85%に固定する方式から、工事案件毎に設定される調査基準価格に応じて満点ラインが変動する方式に改正した。なお、**調査基準価格以下の入札額は、価格評価点の満点で一定とする。**
- 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とする。

現行 満点応札率=85% (固定)

改正 満点応札率=調査基準価格/予定価格×100 (小数点以下第3位を四捨五入)

担当 石巻市総務部管財課契約グループ

電話 0225-23-6611、23-6612